

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、個人住民税に関する賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、個人住民税の課税、異動、照会、証明書発行及び納税通知書発行の事務を行う。</p> <p>① 課税原票の照会 ② 個人住民税課税情報の照会 ③ 課税資料の受理(申告書・給与支払報告書・年金支払報告書等) ④ 課税資料の管理・入力・送付(名寄・回送・異動処理等) ⑤ 税証明書の発行 ⑥ 納税通知書・税額変更通知書の出力</p>
③システムの名称	個人住民税システム・国税連携システム・電子申告等・年金特徴システム(eLTAX)・地方税電子申告支援サービス・課税資料イメージ管理サービス・中間サーバー・団体内統合宛名システム・既存住民基本台帳システム・住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税システム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8豪に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表(第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項(第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>48の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第2条の2、第3条、第4条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第14条、第15条、第16条、第18条、第20条の2、第21条の2、第22条、第23条、第23条の2の2、第23条の3、第24条、第24条の2、第25条、第26条、第29条、第30条の3、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第41条の3、第44条、第44条の4、第46条、第46条の3、第48条、第48条の3、第49条、第50条、第52条、第52条の5、第55条、第57条、第59条、第60条、第60条の2、第66条、第67条、第68条、第68条の2、第71条及び第74条(情報照会の根拠)</p> <p>第16条</p> <p>番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 総務部 課税課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1271
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月17日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月17日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため。		
9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号に関する条例 第4条	事後	
平成28年7月29日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	課税課長 杉山 勝二	課税課長 藤原 廣臣	事後	
令和1年6月26日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	課税課長 藤原 廣臣	課税課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	(追加)	(追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年2月27日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う業務 ③システムの名称	(追加)	住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和2年2月27日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月27日時点	令和2年1月31日時点	事後	
令和2年2月27日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月27日時点	令和2年1月31日時点	事後	
令和2年7月14日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和2年5月29日時点	事後	
令和2年7月14日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和2年5月29日時点	事後	
令和3年9月17日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム・国税連携システム・電子申告等・年金特徴システム(eLTAX)・地方税電子申告支援サービス・課税資料イメージ管理服务・中間サーバー・番号連携サーバ・行政基本システム・住民基本台帳ネットワークシステム	個人住民税システム・国税連携システム・電子申告等・年金特徴システム(eLTAX)・地方税電子申告支援サービス・課税資料イメージ管理服务・中間サーバー・団体内統合宛名システム・既存住民基本台帳システム・住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和3年9月17日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月8日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条及び第59条 (情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条及び第59条 (情報照会の根拠) 第20条</p>	事後	
令和4年12月8日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和4年9月27日時点	事後	
令和4年12月8日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和4年9月27日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月11日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条及び第59条 (情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4 (情報照会の根拠) 第20条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4 (情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 (第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 48の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第2条の2、第3条、第4条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第14条、第15条、第16条、第18条、第20条の2、第21条の2、第22条、第23条、第23条の2の2、第23条の3、第24条、第24条の2、第25条、第26条、第29条、第30条の3、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第41条の3、第44条、第44条の4、第46条、第46条の3、第48条、第48条の3、第49条、第50条、第52条、第52条の5、第55条、第57条、第59条、第60条、第60条の2、第66条、第67条、第68条、第68条の2、第71条及び第74条 (情報照会の根拠) 第16条</p> <p>番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 (情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12</p>	事後	
令和7年2月13日	IV-8.人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か判断の根拠	(追加)	[十分である。] 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年2月13日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(追加)	[十分である。] 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月2日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項(別表第二における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条及び第59条(情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表(第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項(第2条の表における情報照会の根拠) 48の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(情報提供の根拠) 第1条、第2条、第2条の2、第3条、第4条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第14条、第15条、第16条、第18条、第20条の2、第21条の2、第22条、第23条、第23条の2の2、第23条の3、第24条、第24条の2、第25条、第26条、第29条、第30条の3、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第41条の3、第44条、第44条の4、第46条、第46条の3、第48条、第48条の3、第49条、第50条、第52条、第52条の5、第55条、第57条、第59条、第60条、第60条の2、第66条、第67条、第68条、第68条の2、第71条及び第74条(情報照会の根拠) 第16条 番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12</p>	事後	
令和7年7月2日	IV-8.人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か判断の根拠		[十分である。] 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため。	事後	
令和7年7月2日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月2日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		[十分である。] 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため。	事後	
令和7年7月2日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月27日時点	令和7年6月17日時点	事後	
令和7年7月2日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月27日時点	令和7年6月17日時点	事後	